

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者

業者の商号又は名称	住所又は所在地
(株)セキショウキャリアプラス	茨城県つくば市東新井12-2

2 指名停止措置期間

令和7（2025）年11月12日から令和7（2025）年12月11日まで（1か月）

3 指名停止措置の範囲

栃木県が発注する物品の購入及び賃借、製造の請負並びに業務の委託（建設工事に係るものを除く。）

4 事実概要

業務委託契約書の別記1個人情報取扱特記事項第10に定める方法により資料等の廃棄等を行わなかったことは、契約違反行為である。

5 指名停止措置理由

有資格者である当該事業者が契約違反行為を行ったことは、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領の措置要件（別表区分第2号契約違反）に該当するため。

〔栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領 別表第2号〕

区分	措置要件	期間
別表第2号 契約違反	県調達等の契約履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上 4か月以内

本件問い合わせ先

栃木県会計局会計管理課 物品調達室

栃木県宇都宮市塙田1-1-20

電話：028-623-2091